

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則
岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課) 一
(人事課) 二

訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令
岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) 二
(人事課) 二

号外(一) 平成二十六年十月一日

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部三十九の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同項に次の一号を加える。

2 法第十五条第一項の規定により配偶者支援金の支給をすること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十六年十月一日

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十一号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五十条の表十の部河川砂防課の項中「河川砂防係」の下に「災害復旧係」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令 甲

岐阜県訓令甲第二十六号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年十月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三子ども家庭課の表三の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並び

に寡婦福祉法（一）に、「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「母子及び寡婦福祉法施行規則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則」に改め、同項部長専決事項の欄第一号中「第三十八条」を「第三十一条の七及び第三十八条」に改め、「含む」の「の」の下に「規定による」を加え、同項課長専決事項の欄第一号中「第三十二条第四項」を「第三十一条の六第五項及び第三十二条第五項」に改め、「含む」の「の」の下に「規定による」を加える。

附則

この訓令は、平成二十六年十月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第二十六号の二

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年十月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表四十の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同項所長決裁事項の欄第一号中「第十四条第一項及び第三項」を「第十四条」に改め、同欄第二号を次のように改める。

2 法第十五条第一項の配偶者支援金の支給

別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表五十三の項中「岐阜県母子及び寡婦福祉法施行細則」を「岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」に改める。

別表第二岐阜地域福祉事務所の表二の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに

永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同項所長決裁事項の欄第一号中「第十四条第一項及び第三項」を「第十四条」に改め、同欄第二号を次のように改める。

2 法第十五条第一項の配偶者支援金の支給

別表第二岐阜地域福祉事務所の表十五の項中「岐阜県母子及び寡婦福祉法施行細則」を「岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年十月一日から施行する。

平成二十六年十月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社